

まはず略○中其後は日ごとに暮を急ぎ、大工衆の歸りを見合、其道筋に有程拾ひけるに、五荷より
 すくなき事なし、雨の降日は此木屑より箸を削て、須田町瀬戸物町の青物屋におろし賣、箸屋甚
 兵衛と鎌倉柯杖しにかくれなく、

〔江戸鹿子六〕白箸屋

日本橋北一丁目

新九郎

〔明和京羽二重大全三〕同裏○禁御箸所

一條新町西江入町

箸屋喜右衛門

箸直

〔三省録四附言〕水藩の檜山氏が慶安五辰年四月十五日を同廿二日まで、略註水府の御宮別當なる

東叡山中吉祥院が、江戸の水戸江下りたりし時分の、賄料請取品直段書付、并入用をゑるしたる
 ものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、略○中

一白はし 五拾膳 代四拾文

〔天保十三年物價書上〕箸類引下直段取調書上

- 一白尺長箸 當時五月引下付直段四把、小膳入百文、二付同四把、小賣壹把、二付錢廿八文之處、
- 一杉尺長箸 當時五月引下付直段四把、小膳入百文、二付同四把、小賣壹把、二付同廿文之處、
- 一白箸 當時五月引下付直段七把、小膳入百文、二付同七把、小賣壹把、二付錢十六文之處、
- 一杉箸 當時五月引下付直段八拾貳文、二付八拾八文、賣之處、
- 一同斷 當時五月引下付直段四把、小膳入百文、二付同九文、
- 一染杉箸 當時五月引下付直段七把、小膳入百文、二付同六文、
- 一下丸割箸 當時五月引下付直段九拾六膳、束二而同七十六文之處、
- 一割箸 當時五月引下付直段九拾六膳、束二而同五拾貳文、○中略